

令和5年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章	総説	1
1.	組織・機構	1
(1)	動物愛護ふれあいセンターの概要	1
(2)	センター設置に係る沿革	2
(3)	施設概要	3
(4)	組織と職員構成及び業務内容	6
(5)	管轄区域	6
(6)	事業予算及び手数料	7
第2章	事業の概要	8
1.	動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	8
(1)	ふれあい事業実施状況	8
(2)	職場体験教室実施状況	9
(3)	犬・猫の譲渡事業実施状況	10
(4)	動物愛護団体の譲渡活動支援	11
(5)	動物の適正飼養教室実施状況	11
(6)	動物ふれあいフェスティバル	12
(7)	市民講座、講演	13
2.	犬、猫等に関する事業	14
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	14
(2)	収容に係る業務	14
(3)	動物の管理・処分業務	16
(4)	動物に関する相談・苦情	17
(5)	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成	19
3.	動物取扱業及び特定動物に係る業務	20
(1)	動物取扱業に関する業務	20
(2)	特定動物の飼養・保管状況	23
(3)	動物の飼養（収容）許可	23
(4)	多数の動物の飼養に係る届出	24
第3章	統計資料集	25
1.	畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数	25
2.	犬の捕獲等収容数及び処分数	25
3.	猫の収容数及び処分数	26
4.	その他の動物の収容数及び処分数	26
5.	犬・猫の譲渡事業	27
6.	月別来館者数	27
7.	来館者・ふれあい参加者	28
8.	苦情・相談件数	28
9.	職場体験教室・インターンシップ実施状況	29
10.	犬・猫の適正飼養教室参加者数	29
11.	第一種動物取扱業登録数の推移	30
12.	動物取扱責任者研修会の開催状況	30
13.	特定動物の飼養状況	30
14.	職員構成	31
15.	主な事務手数料歳入の内訳	31

第 1 章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から 20～40 km 圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに、約 20 km の広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置の経緯と目的】

さいたま市は平成 13 年 5 月 1 日に旧浦和市・大宮市・与野市の 3 市の合併により誕生しました。平成 15 年 4 月 1 日には、全国 13 番目の政令指定都市となり、さらに平成 17 年 4 月には岩槻市と合併、現在 134 万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成 14 年 4 月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成 18 年 6 月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

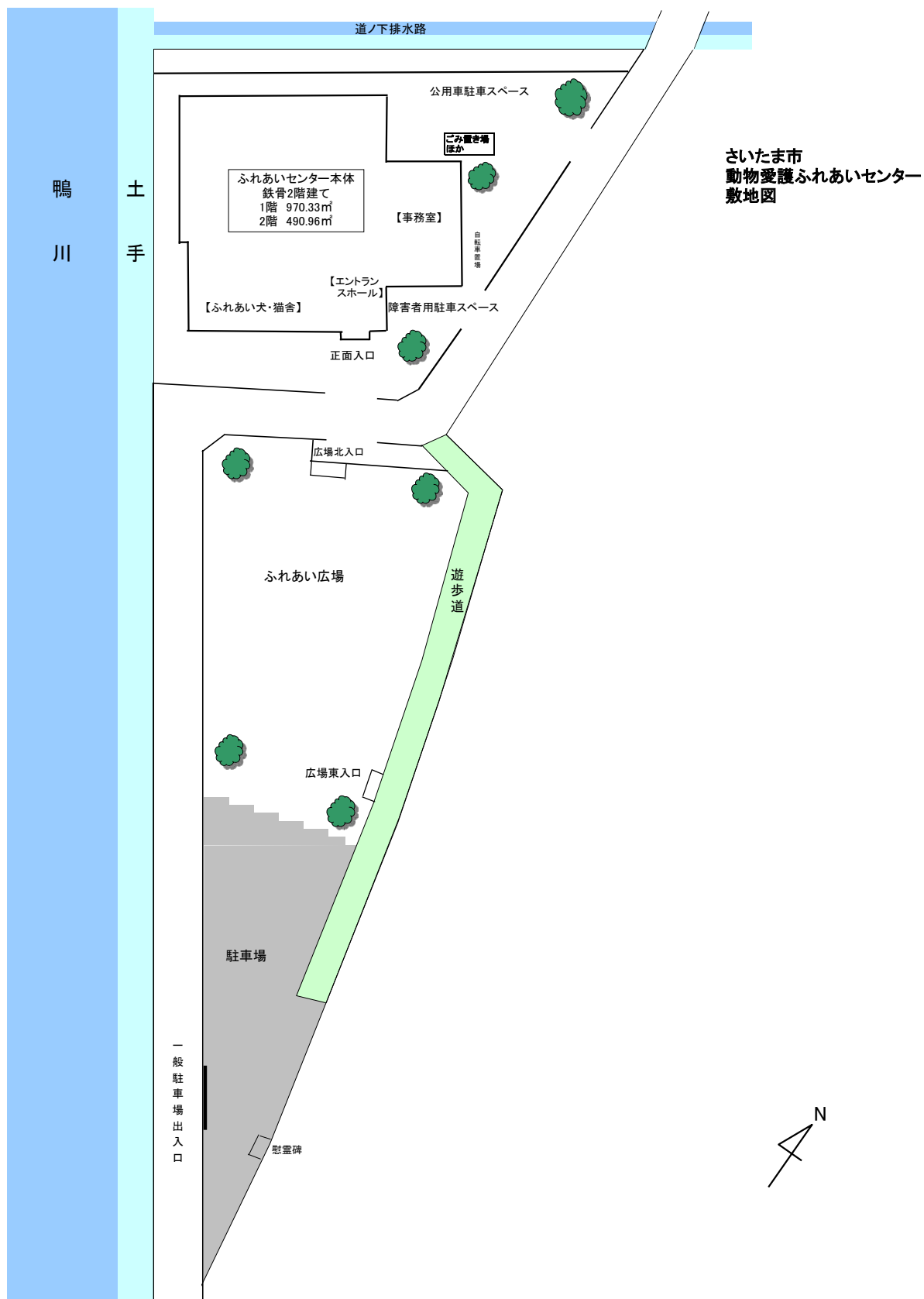
昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
	・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
	・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行 （令和2年6月 改正条例施行）

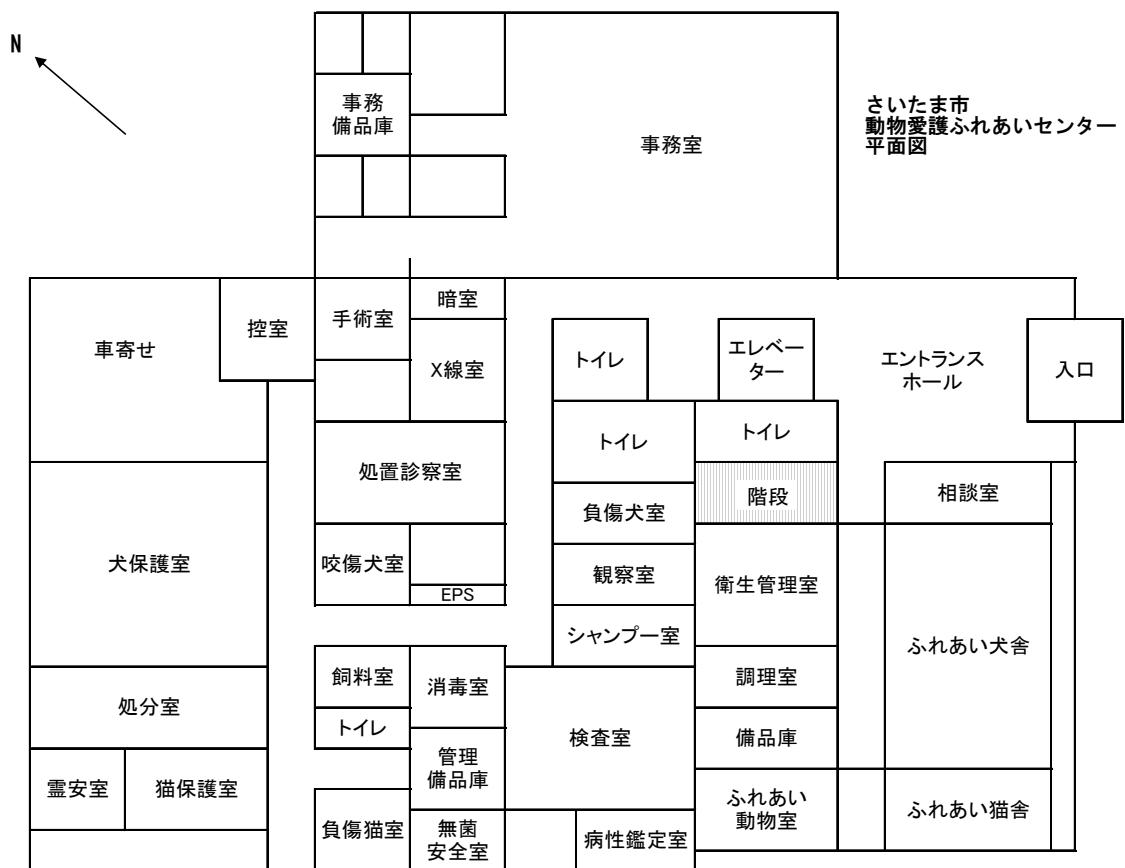
区名	世帯数	人口	面積(k㎡)	区名	世帯数	人口	面積(k㎡)
西区	44,247	95,436	29.12	桜区	48,571	96,518	18.64
北区	72,627	150,330	16.86	浦和区	79,921	169,581	11.51
大宮区	63,054	125,263	12.80	南区	92,974	194,477	13.82
見沼区	78,379	165,228	30.69	緑区	59,372	134,058	26.44
中央区	50,683	103,050	8.39	岩槻区	53,764	112,471	49.17
市全体	643,592	1,346,412	217.43	(令和6年4月1日現在)			

(3) 施設概要

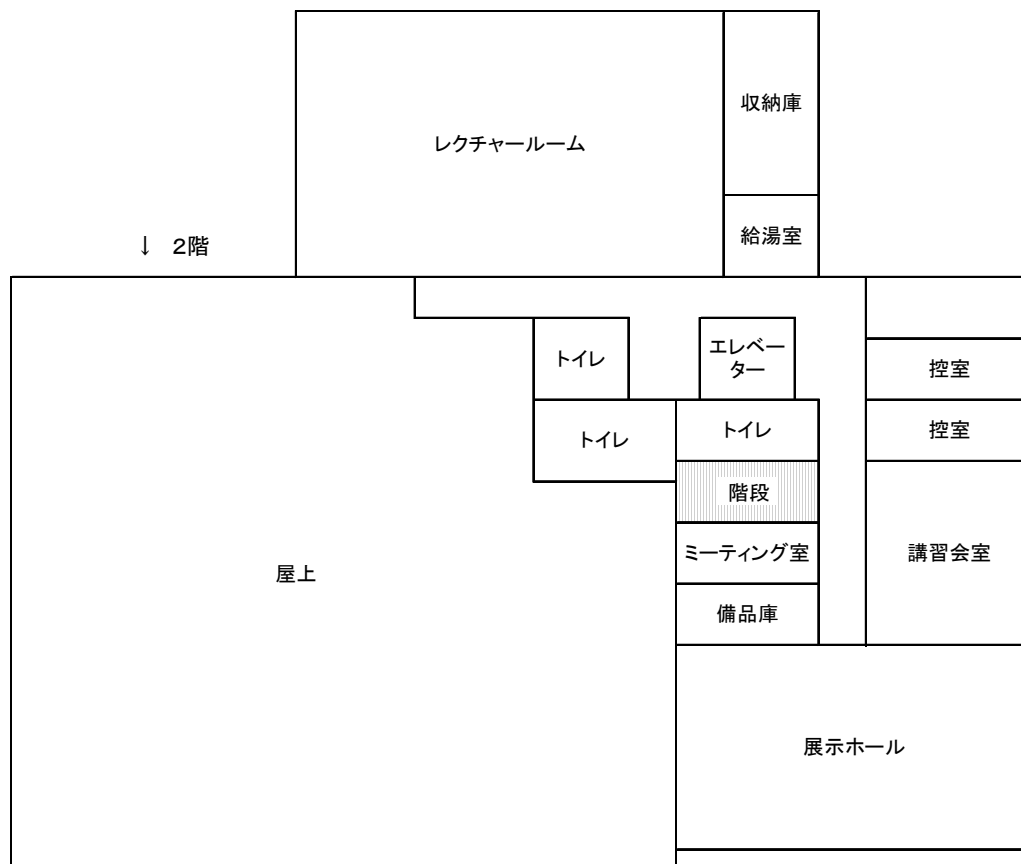


所在地	さいたま市桜区大字神田950 番地 1 （ じんで ）
敷地面積	4,189.91 m ²
建築面積	1,021.69 m ²
建設費	798,105,000 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² （1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ² ）
施設内の 主な部屋	（1 階） ふれあい犬舎（40.32 m ² ）、ふれあい猫舎（16.00 m ² ）、 犬保護室（59.86 m ² ）、猫保護室（15.75 m ² ）、 処置診療室（23.20 m ² ）、検査室（34.77 m ² ）、相談室（9.60 m ² ）、事務 室（133.50 m ² ）、その他（670.35 m ² ） （2 階） レクチャールーム（150.00 m ² ）、展示ホール（92.80 m ² ）、 講習会室（38.40 m ² ）、その他（209.76 m ² ）
附属施設	ふれあい広場（1,281.98 m ² ） 駐輪場（20 台） 公用車駐車場（5 台）、 駐車場（26 台） 障害者用駐車場（1 台）



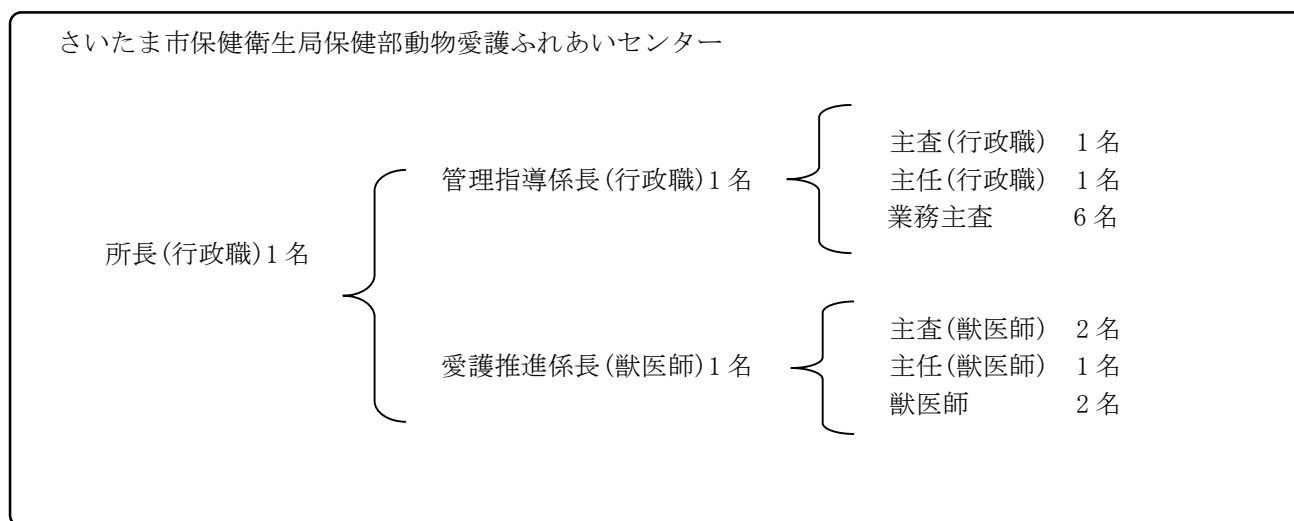


↑ 1階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・動物取扱業の登録・監視
- ・特定動物の飼養又は保管の許可
- ・犬及び猫の引取り及び収容
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分
- ・化製場法にかかる動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域 (217.43 km²)

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

《歳出》

科目	令和5年度 予算額(円)	令和5年度 決算額(円)	事業	令和5年度 予算額(円)	令和5年度 決算額(円)
保健衛生 使用料	10,000	11,260	動物愛護 指導事業	43,868,000	39,178,223
保健衛生 手数料	39,944,000	41,460,620	センター管理 運営事業	64,591,000	43,628,262
衛生費 雑入等	58,000	82,944	合計	108,459,000	82,806,485
合計	40,012,000	41,554,824			

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1頭につき	3,000円
鑑札再交付にかかる手数料	1頭につき	1,600円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1頭につき	550円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1頭につき	340円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1件につき	300円

《引取手数料》

犬・猫	生後90日以上	1（頭、匹）	2,090円
	生後90日未満	10（頭、匹）単位	2,090円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1（頭、匹）につき	3,660円
保管に要した費用	1（頭、匹）につき	520円／日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

第一種動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1件につき	16,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	8,000円
第一種動物取扱業登録更新・特定動物継続飼養許可	1件につき	10,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	5,000円
動物取扱責任者研修会受講料	1人につき	3,000円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養・収容許可	1件につき	8,000円
------------	-------	--------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況

【日常ふれあい】

来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が生きていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めています。

【月別・世代別ふれあい来館者数（動物ふれあいフェスティバルの来館者除く）】

		4月※	5月※	6月※	7月※	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者(人)		0	0	0	66	117	46	43	45	30	67	43	91	548
内訳	大人	0	0	0	25	55	20	18	19	16	34	21	42	250
	子供	0	0	0	41	62	26	25	26	14	33	22	49	298
開館日数		0	0	0	19	22	20	20	20	20	19	19	21	180

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止。令和5年度7月4日より再開。

【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあいを実施しています。

	4月※	5月※	6月※	7月※	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加団体数	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
参加者数(人)	0	0	0	11	14	15	0	0	0	0	0	0	40

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止。令和5年度7月4日より再開。

【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えています。

区 別	見学組数（組）	見学者数（人）
団 体	7	164
個 人	13	26
合 計	20	190



(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数（人）
令和5年6月27日～28日	大久保中学校	4
令和5年7月12日～13日	与野西中学校	4
令和5年7月26日	開智中学校	5
令和5年9月13日～14日	八王子中学校	4
令和6年1月24日～25日	田島中学校	2
合計		19

【中学生職場体験教室】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいます。



<縫合体験>



<健康診断体験>

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般譲渡	講習会	開催数	0	0	1	0	0	1	0	3	0	1	2	0	8
		受講組数（組）	0	0	1	0	0	1	0	3	0	1	2	0	8
		受講者数（人）	0	0	2	0	0	3	0	7	0	1	3	0	16
	譲渡会	開催数	2	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	10
		参加組数（組）	2	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	10
		参加者数（人）	6	3	0	1	0	3	0	2	0	3	0	5	23
団体譲渡（回）			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
譲渡総数（頭）			2	2	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	11
内訳 （うち団体譲渡）		成犬	2 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	11 (1)
		仔犬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

猫			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
一般譲渡	講習会	開催数	0	2	3	2	4	1	1	3	5	1	0	0	22
		受講組数（組）	0	2	3	3	4	1	1	3	5	1	0	0	23
		受講者数（人）	0	4	6	5	9	2	4	4	8	2	0	0	44
	譲渡会	開催数	2	1	3	4	6	2	0	2	5	3	3	1	32
		参加組数（組）	2	1	3	4	6	2	0	2	5	3	3	1	32
		参加者数（人）	2	1	7	6	9	4	0	5	6	4	5	1	50
団体譲渡（回）			2	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10
譲渡総数（頭）			7	11	8	8	6	4	0	2	6	3	4	1	60
内訳 （うち団体譲渡）		成猫	1	2	2	0	1	1	0	1	2	0	2	1	13
			(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
		子猫	6	9	6	8	5	3	0	1	4	3	2	0	47
			(5)	(9)	(5)	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)



(4) 動物愛護団体の譲渡活動支援

市内で飼い主のいない犬や猫の譲渡活動を行っている団体や個人の方への支援の一環として、動物愛護ふれあいセンターを譲渡会のために提供するとともに譲渡会を広報しています。

実施年月日	回数	譲渡動物 (頭)
*	0	0
	合計	0

*令和5年度は実施なし

(5) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



<犬のしつけ方教室（実技）>



<犬のしつけ方教室（講義）>

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (人)
実技	令和5年5月27日	7	16
	令和5年6月24日	7	11
	令和5年10月28日	7	13
	令和5年11月25日	7	13
	令和6年2月24日	6	8
	令和6年3月30日	7	16
	小計	41	77
講義・ デモ	令和5年9月23日（デモ）	18	43
	令和5年9月23日（講義）	12	24
	令和5年12月23日（デモ）	11	16
	小計	41	83
	合計	82	160

(6) 動物愛護フェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物愛護フェスティバル」を実施しています。

○開催日：令和5年9月23日（土・祝）

○開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

○来場者数：794人

【実施内容】（令和5年度）

常設コーナー

- ・どうぶつスライダー
- ・クイズ・スタンプラリー
- ・譲渡動物写真展示
- ・動物健康相談
- ・獣医さんになりきって記念撮影
- ・どうぶつものしり釣りゲーム
- ・動物の絵本よみきかせ
- ・動物飼育相談
- ・業務紹介パネル展示
- ・小学生絵画展示



特別セミナー

- ・犬のしつけ方教室
- ・猫の飼い方教室



ふれあいコーナー

- ・センター譲渡対象動物の見学
- ・動物専門学生によるドッグパフォーマンス
- ・犬とのふれあいコーナー
- ・乗馬体験



(7) 市民講座、講演

飼い主によっては切実な悩みである犬の無駄吠えについて市民講座を行いました。また、学校やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張を含む講演を行いました。

《市民講座》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
令和6年2月3日	犬のしつけ方講座 吠えの予防 ～環境設定と接し方のポイント～	市民	66
合計			66

《講演》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
令和5年7月1日	ペットの災害対策について	市民	42
令和5年8月4日	犬猫の命について	市民(児童)	30
令和5年9月2日	ペットの災害対策について	市民	7
令和5年11月25日	犬猫の適切な飼い方について	市民	10
令和6年1月13日	犬猫の適切な飼い方について	市民	9
令和6年2月20日	動物に関わるボランティア	市民	40
令和6年3月13日	犬猫の適切な飼い方について	市民	20
合計			158

2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

令和5年度末時点の犬の登録数は昨年度末より65頭減少して58,775頭でした。また、令和5年8月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射を促す通知を送付しました。

(再通知件数：16,250件)

【犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
登録頭数	4,913	6,030	5,276	8,399	4,136	4,092	5,979	6,904	6,500	6,546	58,775
うち新規登録頭数	345	358	536	500	324	246	449	553	609	562	4,482
注射頭数	3,584	4,731	4,152	6,396	3,194	2,994	4,810	5,076	4,557	4,752	44,246
接種率	72.9%	78.5%	78.7%	76.2%	77.2%	73.2%	80.4%	73.5%	70.1%	72.6%	75.3%

(令和6年3月末現在、単位：頭)

(2) 収容に係る業務

放浪犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました(捕獲)。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない動物については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました(負傷動物)。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性があることを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました(所有者からの引取り)。

警察等に保護された捨て猫等の所有者がいない犬・猫について引取りを行いました(所有者不明の引取り)。

センターに収容された所有者の判明しない犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板で公示を行い、ホームページにも掲載しました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬の収容数】

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
捕獲	5	3	2	4	4	0	4	1	4	2	1	0	30
負傷犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者からの引取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月計	5	3	2	4	4	0	4	1	4	2	1	0	30

(単位：頭)

【猫の収容数】

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明の引取り	8	15	3	3	1	0	9	0	0	0	0	0	39
負傷猫	2	1	13	7	7	5	2	1	3	1	7	1	50
所有者からの引取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月計	10	16	16	10	8	5	11	1	3	1	7	1	89

（単位：頭）

【収容された犬・猫の成子内訳】

犬	区分	内訳	頭数	合計
	捕獲	成犬	30	30
		子犬	0	
	負傷犬	成犬	0	0
		子犬	0	
	所有者からの引取り	成犬	0	0
		子犬	0	
	譲渡後返還（出戻り）	成犬	0	0
		子犬	0	
	合計	成犬	30	30
		子犬	0	

猫	区分	内訳	頭数	合計
	所有者不明の引取り	成猫	3	39
		子猫	36	
	負傷猫	成猫	30	50
		子猫	20	
	所有者からの引取り	成猫	0	0
		子猫	0	
	譲渡後返還（出戻り）	成猫	0	0
		子猫	0	
	合計	成猫	33	89
		子猫	56	

（単位：頭）

【所有者からの犬・猫の引取り理由】

犬：引取りなし

猫：引取りなし

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった動物及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めました。

【犬・猫の処分内訳】

犬	区分	内訳	頭数	
	返還	成犬 子犬	20 0	20
	譲渡	成犬 子犬	11 0	11
	死亡	成犬 子犬	0 0	0
	殺処分	成犬 子犬	0 0	0
	所有者からの 引取り取下げ	成犬 子犬	0 0	0
	合計	成犬 子犬	31 0	31
猫	区分	内訳	頭数	
	返還	成猫 子猫	5 4	9
	譲渡	成猫 子猫	13 47	60
	死亡	成猫 子猫	21 9	30
	殺処分	成猫 子猫	0 0	0
	所有者からの 引取り取下げ	成猫 子猫	0 0	0
	合計	成猫 子猫	39 60	99

(単位：頭)

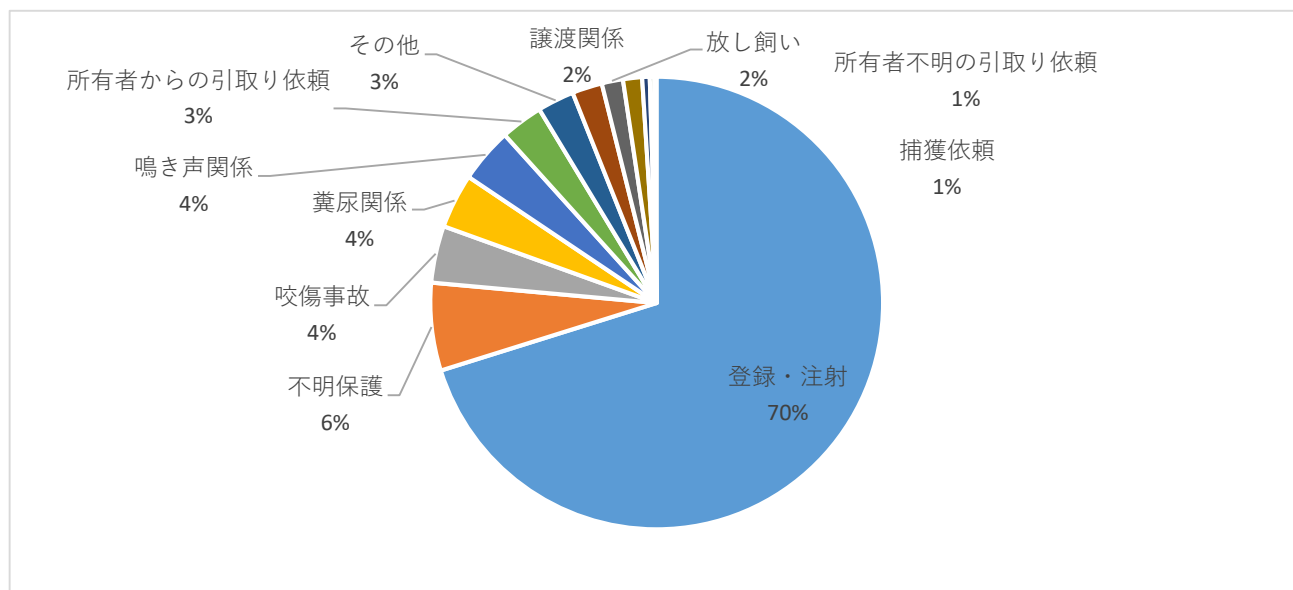
(4) 動物に関する相談・苦情

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、ホームページ、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録・注射	297	150	39	12	24	68	29	22	21	22	33	165	882
不明保護	13	10	5	5	1	3	10	3	10	7	5	7	79
譲渡関係	5	2	1	1	2	2	3	2	2	2	2	3	27
所有者からの引取り依頼	3	3	4	2	2	6	3	0	2	5	4	4	38
所有者不明の引取り依頼	3	2	0	2	0	2	3	0	2	2	1	0	17
捕獲依頼	2	1	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	7
糞尿関係	5	3	6	5	3	6	5	3	1	5	4	3	49
鳴き声関係	7	4	7	2	5	6	4	6	2	2	2	2	49
咬傷事故	3	8	9	3	3	5	7	3	5	2	2	1	51
放し飼い	0	0	0	0	2	5	1	1	1	2	6	1	19
しつけ相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
遺体の引取り	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	4
その他	3	0	4	0	0	2	9	2	4	0	2	7	33
月計	342	183	76	32	42	107	77	42	50	50	61	195	1,257

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

咬傷事故発生時における犬の状況					合 計	咬傷事故発生時における被害者の状況						合 計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他		犬に手を 出した	けい留し うとした	配達・訪 問等の際	通行中	遊戯中	その他	
1	31	4	1	9	46	5	2	6	24	0	10	47

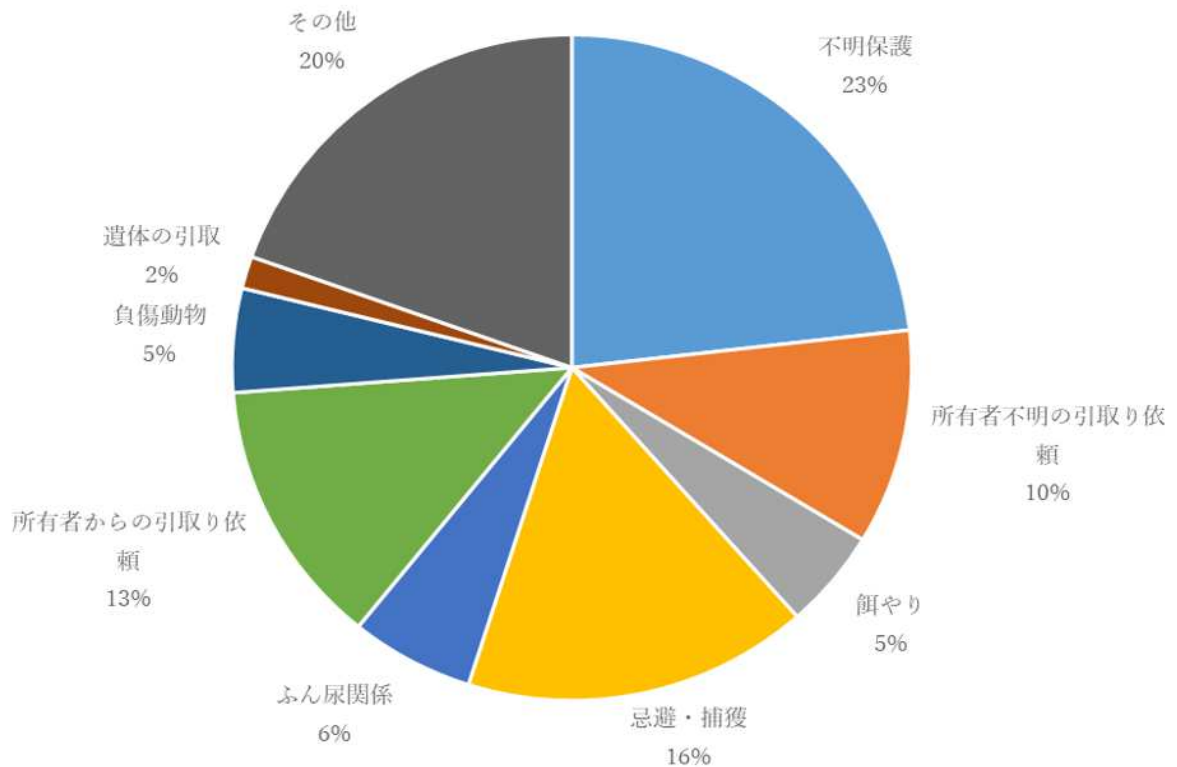
(単位：頭)

(単位：件)

【猫に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不明保護	23	17	16	13	15	17	15	10	16	13	17	21	193
所有者からの引取り依頼	11	15	30	12	15	3	3	6	5	4	3	1	108
所有者不明の引取り依頼	14	14	13	2	2	9	10	3	7	3	8	2	87
忌避等	28	36	12	9	9	11	12	8	1	4	1	6	137
糞尿関係	6	4	6	6	7	4	7	2	2	1	1	3	49
餌やり	6	2	6	4	3	2	5	3	4	2	1	2	40
負傷動物	3	1	8	5	6	5	2	3	6	0	1	2	42
遺体の引取り	1	2	1	1	0	1	2	1	2	0	1	1	13
その他	22	26	17	10	16	9	12	5	9	16	6	15	163
月計	114	117	109	62	73	61	68	41	52	43	39	53	832

(単位：件)



【その他動物に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷動物	2	2	2	1	3	2	2	5	0	0	1	1	21
捕獲・駆除	0	2	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	7
野生動物への対応方法	0	5	3	0	0	3	1	0	1	1	0	0	14
引渡し・引取り	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0	5
不明保護	1	1	2	0	3	1	2	0	0	1	0	0	11
その他	9	3	4	0	2	1	12	2	2	2	2	0	39
月計	12	13	12	1	9	8	20	9	3	5	4	1	97

(単位：件)

(5) 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成

市内に生息する飼い主のいない猫に対し、去勢手術又は不妊手術を行う事を奨励し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の整備及び猫の適切な飼い方と動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、手術に要した費用の一部を助成しました。また、手術を受けた猫に対し、同時に、他の猫に感染させるおそれのある感染症及び寄生虫病に係る検査、予防接種及び治療処置（以下「その他の処置」といいます。）を実施した場合、その費用の一部を助成しました。

【被手術猫性別】

	オス	メス	合計	その他の処置
頭数	289	374	663	514

【生息地域別月別】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区計
西区	2	2	4	1	4	12	0	8	9	9	1	2	54
北区	0	0	2	0	1	1	2	1	3	0	1	3	14
大宮区	2	3	1	2	2	6	15	8	8	1	0	0	48
見沼区	8	15	10	9	9	18	14	21	15	24	14	7	164
中央区	3	1	0	2	1	0	3	3	1	1	3	3	21
桜区	0	7	6	5	1	2	14	9	4	4	6	2	60
浦和区	1	0	6	13	0	5	0	5	2	5	0	0	37
南区	10	7	2	4	2	2	25	4	6	7	4	14	87
緑区	3	1	1	3	5	6	10	9	2	5	1	6	52
岩槻区	10	18	12	4	4	9	11	23	2	9	12	12	126
月計	39	54	44	43	29	61	94	91	52	65	42	49	663

3. 動物取扱業及び特定動物に係る業務

(1) 動物取扱業に関する業務

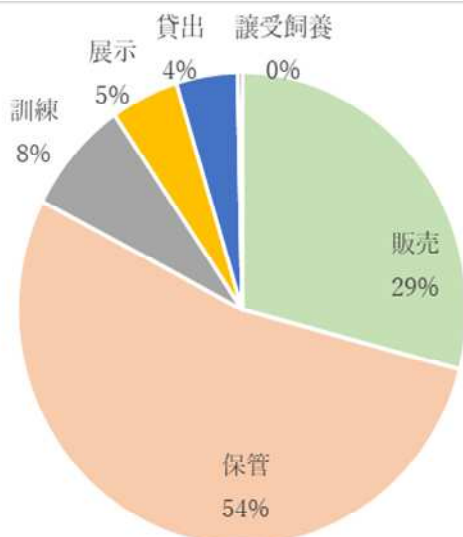
営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し、競り及び譲受飼養の7業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。令和元年の法改正では動物取扱業者への規制が強化され、動物取扱責任者の資格要件の適正化、事業所での対面販売の義務化等が行われました。特に犬猫は、56日齢以下の販売禁止、飼養管理基準（ケージの基準等）の規制強化、従業員1人当たりの頭数制限、販売時のマイクロチップ装着義務化等が行われました。

【第一種動物取扱業の登録状況（区別）】

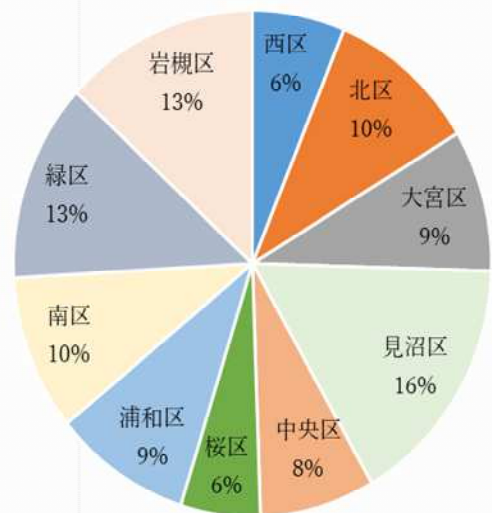
		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
施設数(件)		29	47	42	75	36	25	43	46	59	61	463
業種 (件)	販売	14	17	15	34	11	8	13	14	17	35	178
	(うち犬猫販売*)	(12)	(13)	(9)	(23)	(8)	(5)	(7)	(9)	(9)	(18)	(113)
	(うち繁殖あり*)	(10)	(10)	(4)	(17)	(6)	(4)	(6)	(7)	(4)	(14)	(82)
	保管	16	33	32	52	28	21	31	38	43	33	327
	訓練	5	3	3	12	1	4	6	2	9	3	48
	展示	2	2	3	6	3	1	3	1	6	3	30
	貸出し	4	2	4	5	1	1	2	0	3	5	27
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	区計	41	57	57	111	44	35	55	55	78	79	612

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。



<業種ごとの登録状況>



<区別の登録状況>

【令和5年度第一種動物取扱業新規登録状況】

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
施設数(件)		4	2	3	10	6	3	10	5	6	10	59
業種 (件)	販売	1	0	2	3	2	1	2	2	3	5	21
	(うち犬猫販売*1)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(5)
	(うち繁殖あり*2)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)
	保管	3	2	2	7	2	2	7	4	3	7	39
	訓練	0	0	0	3	0	1	1	1	0	1	7
	展示	1	0	0	2	4	0	2	0	1	2	12
	貸出し	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	6
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
区計		5	2	4	19	8	4	14	7	7	17	87

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。立入は飼養頭数の多い施設等を優先し、不適正な業者には繰り返し立入するなど、効率的に監視指導を行いました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
立入検査件数		9	8	13	27	12	2	7	9	19	21	127
業種 (件)	販売	7	7	4	15	7	1	4	7	11	20	83
	(うち犬猫販売*)	(6)	(5)	(3)	(10)	(5)	(1)	(1)	(7)	(9)	(15)	(62)
	保管	2	3	11	16	9	1	6	5	15	6	74
	訓練	1	0	1	3	1	0	0	0	3	0	9
	展示	0	1	1	3	1	0	3	0	3	1	13
	貸出し	2	2	0	1	0	0	1	0	2	1	9
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区計		12	13	17	38	18	2	14	12	34	28	188

*販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
苦情数	2	0	0	3	2	3	0	0	1	2	1	0	14
相談数	62	44	23	7	27	24	52	29	16	25	8	22	339

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、プラザウエスト（さいたま市桜区道場）及び動物愛護ふれあいセンターにおいて動物取扱責任者研修会を実施しました。

実施回数	実施年月日	会場	人数(人)
第1回	令和5年11月1日	プラザウエスト	189
第2回	令和5年11月9日	プラザウエスト	169
第3回	令和6年2月28日	動物愛護ふれあいセンター	23
第4回	令和6年3月8日	動物愛護ふれあいセンター	39
第5回	令和6年3月12日	動物愛護ふれあいセンター	27
		合計	447

【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成24年9月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が第二種動物取扱業として届出対象になりました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
施設数		2	4	2	6	2	2	4	3	4	2	31
業種 (件)	ゆずりわた 譲渡し	2	3	1	6	2	2	4	3	3	2	28
	保管	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	5
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3
	貸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区計	2	4	3	7	2	2	5	3	5	3	36

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、事前に許可が必要です。

【飼養・保管状況】

令和6年3月末時点の特定動物の飼養・保管許可施設数および飼養頭数は以下の通りです。

許可件数（件）			16	
施設数（件）			8	
動物種			許可頭数	実飼養頭数
内 訳 （単位…頭）	ほ 乳 類	ツキノワグマ	2	1
		ブチハイエナ	3	2
		ケナガクモザル	10	6
		ニホンザル	13	10
		シシオザル	8	6
	は 虫 類	インドニシキヘビ	1	1
		ビルマニシキヘビ	1	1
		オオアナコンダ	2	0
		オオアナコンダとキイロ アナコンダの交雑種	1	1
		ブラジルカイマン	4	0
		メガネカイマン	4	1
		コビトカイマン	4	0
		ワニガメ	6	5
		合計	59	34

(3) 動物の飼養（収容）許可

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、人口密集地など市長が指定する区域内において特定の種類の動物を一定数以上飼養又は収容する場合は許可が必要です。さいたま市では主に動物取扱業者と畜産農家が許可を取得しています。

【許可件数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
犬（10頭以上）	5	11	19	12	15	6	12	10	14	10	114
牛（1頭以上）	1	0	0	4	0	1	0	0	0	0	6
馬（1頭以上）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
豚（1頭以上）	0	1	2	0	0	1	1	2	0	1	8
めん羊（4頭以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
山羊（4頭以上）	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
鶏（100羽以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
あひる（50羽以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区計	6	13	22	20	15	8	13	12	14	11	134

（単位：件）

(4) 多数の動物の飼養に係る届出

平成 25 年 9 月 1 日に改正されたさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条の 2 の規定により、犬および猫を個別又は合計で 10 頭以上飼育する場合は届出が必要になりました。（第一・二種動物取扱業者および動物の飼養(収容)許可取得済み施設は届出義務の対象外）

【区別の届出状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
犬猫合計で 10 頭以上	1	0	1	4	1	1	3	0	2	1	14
犬のみ 10 頭以上	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
猫のみ 10 頭以上	3	1	0	5	1	7	2	2	2	6	29
区計	4	1	1	9	2	9	5	2	4	8	45

(単位：件)

第3章 統計資料集

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録数	西区	4,939	4,850	4,938	4,898	4,913
	北区	6,419	6,209	6,210	6,167	6,030
	大宮区	5,195	5,073	5,046	5,162	5,276
	見沼区	8,840	8,559	8,523	8,560	8,399
	中央区	4,293	4,197	4,106	4,113	4,136
	桜区	4,173	4,114	4,176	4,175	4,092
	浦和区	6,029	5,995	6,027	5,953	5,979
	南区	7,003	6,805	6,865	6,922	6,904
	緑区	6,602	6,509	6,478	6,460	6,500
	岩槻区	6,853	6,639	6,412	6,430	6,546
	全区合計	60,346	58,950	58,781	58,840	58,775
狂犬病予防注射数 (うち集合注射数)		42,079 (9,196)	42,494 (1,798)	43,708 (7,009)	44,622 (6,793)	44,246 (6,323)
接種率		69.7%	72.1%	74.4%	75.9%	75.3%
死亡届		4,058	4,041	4,194	3,951	4,337

(単位：頭)

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数

			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
犬	収容数		80	66	57	39	30
	内訳	捕獲・保護	67	62	47	38	30
		負傷犬	0	0	0	0	0
		所有者からの引取り	13	4	10	1	0
		譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0
	処分数		79	73	55	41	31
	内訳	飼い主への返還数	50	39	36	31	20
		譲渡数	25	32	19	10	11
		収容後死亡数	1	2	0	0	0
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		殺処分数	3	0	0	0	0
		(うち麻酔処分)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)
		(うちガス処分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(単位：頭)

3. 猫の収容数及び処分数

			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
猫	収容数		151	124	133	95	89
	内訳	所有者不明の引取り	80	52	52	38	39
		負傷猫	60	67	73	41	50
		所有者からの引取り	11	5	7	16	0
		譲渡後返還（出戻り）	0	0	1	0	0
	処分数		149	127	129	89	99
	内訳	飼い主への返還数	13	10	4	1	9
		譲渡数	84	51	68	68	60
		収容後死亡数	44	64	57	20	30
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		殺処分数	8	2	0	0	0
		（うち麻酔処分）	(8)	(2)	(0)	0	(0)
		（うちガス処分）	(0)	(0)	(0)	0	(0)

（単位：頭）

4. その他の動物の収容数及び処分数

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
収容数 （内訳）	0	0	0	68 ハト 1 ウサギ 67	5 ハト 3、ウサギ 1 ジュウシマツ 1
返還数 （内訳）	0	0	0	0	3 ハト 2 ジュウシマツ 1
死亡数 （内訳）	0	0	0	0	0
譲渡数 （内訳）	0	0	0	59 ハト 1 ウサギ 58	10 ウサギ 10
殺処分数 （内訳）	0	0	0	0	0

（単位：頭又は羽）

5. 犬・猫の譲渡事業

犬			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	講習会開催数（回）		6	21	18	8	8
	受講家族数（組）		15	21	18	8	8
	受講者数（人）		28	40	36	19	16
	譲渡会開催数（回）		6	14	7	4	10
	参加家族数（組）		20	14	7	4	10
	参加者数（人）		34	23	10	6	23
	団体譲渡（回）		13	16	10	6	1
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成犬	24 (14)	28 (15)	19 (12)	10 (6)	11 (1)
		子犬	1 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		合計	25 (14)	32 (19)	19 (12)	10 (6)	11 (1)

猫			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	講習会開催数（回）		11	30	25	30	22
	受講家族数（組）		20	35	25	30	23
	受講者数（人）		42	67	51	64	44
	譲渡会開催数（回）		16	31	25	18	32
	参加家族数（組）		26	37	25	18	32
	参加者数（人）		59	73	34	31	50
	団体譲渡（回）		11	4	14	15	10
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成猫	23 (5)	15 (4)	21 (10)	17 (6)	13 (1)
		子猫	61 (48)	36 (5)	47 (29)	51 (40)	47 (23)
		合計	84 (53)	51 (9)	68 (39)	68 (46)	60 (24)

6. 月別来館者数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
元年度	682	539	631	677	666	2, 102 (1, 369 ^{※1})	548	686	566	543	575	0	8, 215
2 年度 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 年度 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 年度 ^{※2}	0	0	0	0	0	792 (792 ^{※1})	0	0	0	0	0	0	792
5 年度 ^{※2}	0	0	0	66	117	840 (794 ^{※1})	43	45	30	67	43	91	1, 342

※1 カッコ内は動物ふれあいフェスティバルの来館者。

（単位：人）

※2 ふれあい事業を中止。令和 5 年度 7 月 4 日より再開。

7. 来館者・ふれあい参加者

	元年度	2 年度※	3 年度※	4 年度※	5 年度※
来館者数（人）	8,215	0	0	792	1,342
（うち動物ふれあいフェスティバルの来館者数）	(1,369)	0	0	(792)	(794)
日常ふれあい開催数（組）	794	0	0	0	179
（うち団体ふれあい開催数）	(11)	0	0	0	(3)

※日常ふれあい、団体ふれあいを中止。令和5年度7月4日より再開。

8. 苦情・相談件数

		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	総数	6,600	5,867	5,338	4,667	2,539
犬	犬の苦情・相談総数	3,341	2,757	2,455	2,020	1,257
	捕獲依頼	16	13	14	21	7
	所有者からの引取り依頼	87	114	93	81	38
	所有者不明の引取り依頼	28	12	16	24	17
	放し飼い	28	34	21	35	19
	咬傷事故	59	66	63	90	51
	糞尿関係	48	71	79	75	49
	鳴き声関係	35	88	102	69	49
	不明保護	426	292	222	170	79
	譲渡関係	160	208	201	106	27
	登録・注射	1,142	1,699	1,456	1,214	882
	遺体の引取り	28	14	15	6	4
	しつけ相談	26	27	21	15	2
	その他	1,258	119	152	114	33
猫	猫の苦情・相談総数	2,571	2,342	2,190	1,891	832
	所有者からの引取り依頼	142	169	134	139	108
	所有者不明の引取り依頼	132	109	79	105	87
	糞尿関係	130	125	126	104	49
	餌やり	111	116	128	111	40
	負傷動物	125	125	135	114	42
	不明保護	602	507	613	502	193
	忌避等	703	596	459	383	137
	遺体の引取り	42	29	39	24	13
	その他	584	566	477	409	163
	その他の動物の苦情・相談総数	196	210	247	183	97
	動物取扱業の苦情・相談件数	492	558	446	573	353

（単位：件）

9. 職場体験教室・インターンシップ実施状況

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学生	開催回数	2	0	0	0	0
	参加者数(人)	22	0	0	0	0
中学生	開催回数	7	0	5	6	5
	参加者数(人)	36	0	94	27	19
高校生	開催回数	0	0	0	0	0
	参加者数(人)	0	0	0	0	0
専門学生 大学生	開催回数	2	0	0	1	2
	参加者数(人)	3	0	0	1	4
合計(人)		61	0	94	28	23

10. 動物の適正飼養教室参加者数

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実技形式 (犬)	1回目	14	10	10	12	16
	2回目	12	7	10	11	11
	3回目	17	10	11	23	13
	4回目	21	8	10	13	13
	5回目	-	9	9	10	8
	6回目	-	12	16	14	16
	小計	64	56	66	83	77
講義・ デモ形式	1回目	犬 33	犬 14	犬 28	犬 48	犬 43
	2回目	猫 26	-	猫 16	犬 40	犬 16
	3回目	犬 11	-	犬 31	-	猫 24
	4回目	犬 35	-	-	-	-
	小計	105	14	75	88	83
犬とのふれあい方教室		54	30	0	0	0
合計		281	199	70	141	160

(単位：人)

1 1 . 第一種動物取扱業登録数の推移

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
販売	153	173	187	184	178
保管	295	318	317	317	327
訓練	49	46	47	45	48
展示	29	29	28	24	30
貸出	20	23	21	22	27
競り	1	1	1	0	0
譲受飼養	0	0	0	0	2
合計	547	590	601	592	612
施設数	415	449	456	457	463

(単位：件)

1 2 . 動物取扱責任者研修会の開催状況

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
開催回数 (回)	4※	－※	－※	5	5
参加者数 (人)	408	－	－	439	447

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間内に受講者に資料のみ配布

1 3 . 特定動物の飼養状況

		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
哺乳類 (頭)	クマ	2	1	1	1	1
	ハイエナ	3	2	2	2	2
	中型サル	23	23	23	22	22
	ネコ科	0	0	0	0	0
	哺乳類合計	28	26	26	25	25
爬虫類 (頭)	大型ヘビ	10	8	5	4	3
	ワニ	2	2	2	1	1
	ワニガメ	5	5	5	5	5
	ドクトカゲ	0	0	0	0	0
	爬虫類合計	17	15	12	10	9
飼養数合計(件)		45	41	38	35	34
許可施設数(件)		16	13	11	8	8

年度末時点での飼養・保管頭数

14. 職員構成

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
獣医師	6	6	6	6	6
技能職	6	6	6	6	6
行政職	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)
合計	16	16	16	16	16

(単位：人)

15. 主な事務手数料歳入の内訳

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
犬の登録手数料 (3,000 円)	14,019,000	14,496,000	12,864,000	13,206,000
狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円)	23,533,950	24,039,400	24,542,100	24,291,300
犬の鑑札再交付手数料 (1,600 円)	681,600	656,000	632,000	632,000
狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340 円)	21,080	25,160	28,220	20,060
犬・猫の引取手数料 (2,090 円) ※1	12,540	35,530	27,170	-
収容動物の返還費用 (1 件 3,660 円) ※2	172,020	146,400	117,120	91,500
収容動物の飼養管理費 (1 日 520 円) ※3	78,520	94,640	72,800	32,760
第一種動物取扱業登録・更新申請料 ※4	1,380,000	1,719,000	1,922,000	1,786,000
特定動物飼養・保管許可申請料 ※5	67,000	-	10,000	32,000
動物の飼養 (収容) 許可申請料 (8,000 円)	48,000	32,000	8,000	16,000
動物取扱責任者講習受講料 (3,000 円) ※6	-	-	1,317,000	1,338,000
犬の原簿記載事項証明交付手数料 (1 件 300 円) ※7	4,500	6,900	15,600	15,000
犬・猫の不妊去勢手術に要する手数料	-	-	-	-
合計	40,018,210	41,251,030	41,556,010	41,460,620

(単位：円)

※1 令和元年 10 月より犬・猫の引取り手数料が 2,050 円から 2,090 円に変更。

※2 令和元年 10 月より収容動物返還費用が 3,590 円から 3,660 円に変更。

※3 令和元年 10 月より収容動物飼養管理費が 510 円から 520 円に変更。

※4 登録手数料 16,000 円、2 件目以降は 1 業種 8,000 円、登録更新手数料 10,000 円、2 件目以降は 1 業種 5,000 円。

※5 許可申請手数料 16,000 円、2 種目以降は 1 種 8,000 円、変更許可申請手数料 10,000 円。

※6 令和 2、3 年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

※7 平成 26 年 10 月より犬の原簿記載事項証明交付手数料が 200 円から 300 円に変更。



さいたま市保健衛生局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare Center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1